

(平成21年12月24日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認鳥取地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	4 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	3 件
厚生年金関係	3 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 48 年 4 月から同年 6 月までの期間、58 年 1 月から同年 3 月までの期間及び平成 6 年 1 月から同年 5 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 48 年 4 月から同年 6 月まで
② 昭和 58 年 1 月から同年 6 月まで
③ 昭和 63 年 9 月
④ 昭和 63 年 11 月から平成元年 4 月まで
⑤ 平成元年 6 月及び同年 7 月
⑥ 平成 3 年 10 月から同年 12 月まで
⑦ 平成 6 年 1 月から同年 12 月まで
⑧ 平成 7 年 10 月
⑨ 平成 8 年 4 月

申立期間①については、領収書を所持しており、未納となっていることに納得できない。

申立期間②から⑨については、納付時期等について記憶が定かでないが、一括納付した記憶があるので、よく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が保管している国民年金保険料の領収書から申立人が昭和 48 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料 1,650 円を 48 年 6 月 4 日に納付していることが確認できる。

申立期間②について、申立人は昭和 48 年 4 月に結婚して以来、国民年金保険料は、銀行や市役所で夫婦二人分を一緒に納付したとしているところ、社会保険庁のオンライン記録から、51 年 4 月から平成 3 年 12 月まで

の 16 年 9 か月の期間について、申立人及びその妻の納付内容（保険料を納付している年月、申請免除を受けている年月及び申請免除期間について追納している年月）がおおむね一致していることが確認できる。しかし、昭和 58 年 1 月から同年 3 月までの保険料については、妻は納付しているのに対し、申立人は未納となっており不自然な記録となっている。

申立期間⑦について、申立人が保管している平成 6 年確定申告書（控）の社会保険料控除欄に国民年金保険料として記載されている金額は、平成 5 年度の 5 か月分の保険料額と一致することから、6 年中の保険料の一部を納付していたと推認でき、納付していたのは 5 年度の保険料を含む 6 年 1 月から同年 5 月までの 5 か月分とみるのが妥当である。

一方、申立期間②から⑥については、申立期間②のうち 3 か月（昭和 58 年 1 月から同年 3 月まで）を除いて申立人の妻も未納となっている。

また、申立人が保管している平成 7 年及び 8 年の各年の確定申告書（控）の社会保険料控除欄に国民年金保険料として記載されている金額は、社会保険庁のオンライン記録において確認できる申立人の 7 年及び 8 年の各年の納付保険料額（それぞれ 11 か月分）と一致していることから、申立人が申立期間⑧及び⑨の保険料を納付したことを確認することはできない。

さらに、申立人の保険料納付状況に係る記憶は定かでない上、提出された確定申告書のほかに保険料納付の事実を確認できる関連資料（家計簿等）は無く、ほかに申立期間②から⑨（②のうち昭和 58 年 1 月から同年 3 月までの期間及び⑦のうち平成 6 年 1 月から同年 5 月までの期間を除く。）の国民年金保険料納付をうかがわせる周辺事情もみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 48 年 4 月から同年 6 月までの期間、58 年 1 月から同年 3 月までの期間及び平成 6 年 1 月から同年 5 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 5 月から同年 8 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 5 月から同年 8 月まで
納付済みになっていた申立期間の国民年金保険料が、平成 4 年ごろに国民年金の被保険者資格が無いとの理由で還付され、未加入期間とされている。当時は厚生年金保険に加入しておらず、結婚もしていなかったのに国民年金保険料が還付され、未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録によれば、平成 4 年 3 月 18 日に、申立人の国民年金被保険者資格取得日は昭和 47 年 5 月 30 日を同年 9 月 11 日に訂正され、平成 4 年 9 月に、申立期間である昭和 47 年 5 月分から同年 8 月分までの保険料が還付されている。

しかし、申立人は、A 社での厚生年金保険被保険者資格を昭和 47 年 5 月 11 日に喪失した後、48 年 1 月 30 日に B 商店で同資格を取得するまでの間は、被用者年金（厚生年金保険、国家公務員共済組合等）に加入した事実は無いほか、申立期間については、国内に居住し、配偶者も無いことから、国民年金の強制加入期間に該当し、申立人の国民年金被保険者資格取得日を 47 年 5 月 30 日から同年 9 月 11 日に訂正する理由が見当たらない。

社会保険事務所では、申立人の国民年金被保険者資格取得日を昭和 47 年 5 月 30 日から同年 9 月 11 日に訂正した理由について、申立人の A 社での厚生年金保険被保険者資格の喪失日が 47 年 5 月 11 日であることか

ら、申立人の当初の国民年金被保険者資格取得日（昭和 47 年 5 月 30 日）は訂正する必要のないところ、誤って同日に訂正しようとした上、その訂正日を 47 年 9 月 11 日と記録したのではないかと思われるとしている。

これらのことから、申立人の国民年金被保険者資格取得日は、事実と異なる日に訂正され、申立期間の保険料が誤って還付されたと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち昭和45年2月から同年4月までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA商店（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を45年2月1日、資格喪失日に係る記録を同年5月1日とし、当該期間の標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年2月から同年4月まで
② 昭和52年4月から53年5月まで

昭和45年2月から同年4月まではA商店に、52年4月から53年5月までは社会福祉法人C事業所に勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人の同僚の供述及び申立人がA商店を退職した際に勤務していたと記憶する同僚の厚生年金保険の被保険者記録から判断すると、申立人は同商店において給油業務担当者として勤務していたものと推認できる。

また、社会保険事務所が保管するA商店の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人が申立期間当時に一緒に給油業務に従事していたとして名前を挙げた同年代の同僚3人には、いずれも申立期間当時に同商店での厚生年金保険の被保険者記録が確認できる。

さらに、当時のA商店の経理担当者は、「たとえ短期間雇用の職員であっても、当時から厚生年金保険には加入させていたはずである。」と供述しており、事実、同商店で厚生年金保険被保険者資格を取得している被保

険者の被保険者期間をみると3か月以内の者が多数認められる上、昭和40年代に採用されている従業員10人に採用当初の試用期間の有無について照会したところ、記憶していた7人はいずれも「試用期間は無かった。」と回答しており、A商店では、従業員を採用後、直ちに厚生年金保険に加入させていたものと認められる。

これらのことから、申立人は、申立期間①について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、昭和45年2月から同年4月までの標準報酬月額については、申立人と同年代の同僚の標準報酬月額の記録から2万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間①の申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、申立期間の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたとは考えられない。また、仮に、申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届が提出されていると思われるところ、いずれの機会にも社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出が行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和45年2月から同年4月までの保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②について、雇用保険の記録から申立人が昭和52年4月1日から53年5月26日まで、社会福祉法人C事業所（以下「C事業所」という。）に勤務していたことが確認できる。

しかし、社会保険事務所の記録から、C事業所は、昭和52年8月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間②の一部は、厚生年金保険の適用事業所でないことが確認できる。

また、C事業所は、当時の人事記録、賃金台帳等の資料を保管しておらず、申立人の勤務形態のほか、厚生年金保険の加入及び保険料の控除は不明と回答しており、C事業所が適用事業所となった昭和52年8月1日に被保険者資格を取得している同僚のうち、連絡の取れた3人からは、申立人の厚生年金保険の加入及び保険料の控除の事実をうかがわせる供述は得られなかった。

さらに、社会保険事務所の記録から、申立人は昭和51年3月1日から53年4月1日まで、D社E支社で厚生年金保険に加入していることが確認できる上、D社では、就業規則により他業務への従事制限を行っており、

D社に籍を置いたまま他の事業所の職員となることはできなかったとしている。

加えて、C事業所で申立期間当時から勤務している職員は「申立人のことは知っている。正規の職員であれば、C事業所が適用事業所となった昭和52年8月1日から厚生年金保険に加入しているはずである。どういう身分で雇用されていたのかはわからないが、前の勤務先に籍を置いたまま社会福祉法人に正規職員として採用されることはあり得ないことである。」と供述しており、申立人はC事業所とは常用的使用関係になかったものと考えられる。

その上、社会保険事務所が保管するC事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は無く、整理番号にも欠番は無い。

なお、申立人は、給与明細書等の関係資料を所持しておらず、申立期間②において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実をうかがわせる周辺事情もみられない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C営業所における資格喪失日に係る記録を昭和51年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年3月31日から同年4月1日まで

社会保険事務所で年金記録を確認したところ、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い旨の回答を得た。昭和46年4月から平成18年11月末まで継続してA社に勤務しており、途中で被保険者記録に空白期間が生じるとは考え難いことから、被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社が保管する人事記録、同社の担当者の供述及び雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人が昭和46年4月から平成18年11月末まで同社に継続して勤務（昭和51年4月1日に、A社C営業所から同社D支店に異動）し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C営業所における社会保険庁の昭和51年2月の記録から、11万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当時の関係書類を廃棄していることから不明としているが、事業主が昭和51年4月1日資格喪失と届け出たにもかかわらず、社会保険

事務所がこれを同年3月31日と誤って記載するとは考え難いことから、社会保険事務所は申立人に係る同年3月分の保険料の納入告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 4 月から 46 年 4 月まで

社会保険事務所で年金記録を確認したところ、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答を得た。申立期間については、A社（現在は、B社）C支店で集金業務担当者として勤務しており、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び当時の同僚の供述等から、申立人が申立期間のうち昭和 45 年 6 月 16 日から同年 12 月 15 日まではA社C支店で歩合給制の集金業務担当者として勤務していたことが確認できる。

しかし、A社では、「申立期間当時、集金業務担当者には、6か月程度の研修期間があり、研修期間は厚生年金保険に加入させていなかった。同期間経過後も集金実績等に応じて厚生年金保険に加入させており、厚生年金保険への加入時期は、従業員ごとにばらつきがあった。」と回答していることから、同社では、研修期間を終えた集金業務担当者であっても、必ずしも厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

また、A社では、厚生年金保険に加入させた者には同時に健康保険にも加入させていたとしているが、D健康保険組合が保管している健康保険被保険者名簿に申立人の氏名は無い。

さらに、申立人が同じA社C支店に勤務していたとして氏名を挙げた当時の同僚3人に照会したところ、申立人が勤務していたことは記憶しているものの、申立期間に係る厚生年金保険の適用状況については具体的な供述を得ることはできなかった。

加えて、A社に保管されている同社の社会保険台帳及び社会保険事務所に保管されている同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は無く、整理番号に欠番も無い。

なお、申立人は、給与明細書等の関係資料を所持しておらず、ほかに申立期間において事業主により厚生年金保険料を給与から控除されていた事実をうかがわせる周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 2 月 9 日から 46 年 12 月 1 日まで

昭和 43 年 2 月 9 日に代表取締役としてA社を設立し、それと同時に厚生年金保険に加入したが、社会保険庁の記録では 46 年 12 月 1 日の加入となっているので、記録の訂正を求める。

(注) 申立ては、死亡した申立人に代わりその妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録では、A社は、昭和 46 年 12 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間については、厚生年金保険の適用事業所として確認できない。

また、申立人と共にA社を設立した二人の元取締役及び従業員には、申立期間について、厚生年金保険被保険者記録は無く、同社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 46 年 12 月 1 日に同社で同被保険者資格を取得している従業員は、「私が昭和 43 年にA社に入社した当時、同社は厚生年金保険の適用を受けていなかった。46 年 12 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となった際に当時の従業員全員が加入した。」と供述している。

なお、申立期間当時のA社の代表取締役であった申立人は、厚生年金保険の適用状況等を知り得る立場であり、同社が申立期間に厚生年金保険の適用事業所となっていないにもかかわらず、自らの役員報酬から厚生年金保険料を控除していたとは考え難い上、商業登記から、同社は平成 8 年 6 月 1 日に解散しており、申立人の妻も申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されたことを確認できる関連資料を所持していな

い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、労働者年金保険被保険者として労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 17 年 9 月 28 日から 19 年 10 月 1 日まで
社会保険事務所で年金記録を確認したところ、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い旨の回答を得た。昭和 17 年 9 月 28 日から 20 年 8 月 29 日まで A 社に勤務していたので、申立期間が未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する辞令により、申立人は、申立期間において A 社に勤務していたことが確認できる。

しかし、昭和 17 年 1 月施行の労働者年金保険法は、厚生年金保険法に改正され、19 年 6 月に同改正法が施行されるまで、一般被用者のうち工場などで働く男子労働者（主として肉体的労働に従事する者）のみを被保険者の対象としているところ、申立人は、A 社では製鋼原料や製品等の化学分析の業務に従事していたとしている。

また、社会保険庁のオンライン記録によれば、申立人のほか、申立人が申立期間当時に同様に化学分析の業務に従事したとして氏名を挙げた同僚 3 人のうち年金記録の判明した 2 人は、いずれも A 社での厚生年金保険被保険者資格の取得年月日は、厚生年金保険法が施行された昭和 19 年 6 月 1 日となっており、保険料の徴収開始は、厚生年金保険法の保険料徴収に係る規定が施行された同年 10 月 1 日からとなっており、A 社では申立期間当時、申立人など化学分析業務に従事していた職員は肉体的労働の従事者には当たらないものとして、労働者年金保険に加入させていなかったものと推認できる。

さらに、社会保険事務所が保管する厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿によれば、申立人の厚生年金保険番号は、昭和 19 年 6 月 1 日に被保険者資格を取得したことにより払い出されている上、A 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人は 17 年 10 月 1 日に健康保険に加入した後、19 年 6 月 1 日の厚生年金保険法施行に伴い新たに厚生年金保険の被保険者記号番号が付されたことを示す「改」の文字に丸印が付されているゴム印が押されている。

なお、申立人は、給与明細書等の関係資料を所持しておらず、ほかに申立期間において労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実をうかがわせる周辺事情もみられない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が労働者年金保険被保険者として申立期間に係る労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。